

ほろのへの窓

幌延町広報誌 No.716

2024

6
月号

注目 特定非営利活動（NPO）法人「ミナといかん」の設立総会が開催されました……4ページ



今月の表紙

観光列車「花たびそうや号」お出迎えの様子です。

特産品の販売やトナカイとのふれあいなど、乗客に向けておもてなしを行ない、幌延駅はたくさんの人で賑わいました。

幌延町ウェブサイト <https://www.town.horonobe.jp/>



令和 6 年 4 月 1 日から

新たな『幌延町障がい者総合支援計画』が始まりました!!

幌延町では、令和 3 年 3 月に幌延町障がい者総合支援計画を策定し、これに基づき障がい者・児の福祉事業に取り組んできました。

3 年を 1 期として福祉サービス及び事業の見込量とその確保方策を明らかにすることを目的に計画する「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に併せ、本町の障がい施策の基本方向を総合的・体系的に定める中長期的な「障がい者基本計画」を一体的に策定し、3 つの計画を総称し「幌延町障がい者総合支援計画」としています。



障がい者基本計画策定の基本理念と目標

幌延町に住む一人ひとりが自分らしく、世代や性別、障がいの有るなしといった垣根を越えて、住民同士の支え合いにより、優しさや安心に包まれて暮らしを続けることができるよう、『誰もが自分らしく やさしさに包まれて暮らすことができるまち ほろのべ』とし、次の 3 点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 自立した地域生活への支援
- ② 安心して生活できるまちづくり
- ③ 地域でともに生きる

障がい福祉計画策定の基本方針

- ① 障がいの程度や種別に関わらず、住み慣れた地域で必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービス等の提供体制を確保します。
- ② 障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図るため、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ③ 自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点や就労移行支援にかかるサービスの基盤強化に努めるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの構築を目指します。

障がい児福祉計画の基本方針

- ① ライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築するとともに、あらゆる活動や交流を通じて、障がいのある子とない子が、ともに成長する地域の包容力（インクルージョン）を高め、障がい児支援を通して共生社会を形成します。
- ② 障がいの可能性を把握した段階から、障がい児本人及びその家族に対し、専門機関、関係機関、身近な地域団体などが連携して支援します。
- ③ 医療的ケアを必要とする子どもが、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられることができるよう、専門的な支援を必要とする児童に対し、各関連分野が共通の理解に基づき連携した包括的な支援体制を構築します。
- ④ 障がい児支援を行うにあたり、障がい児本人の最善の利益を考慮し、健やかな育ちを支援します。

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話: 5-1113 告知端末機: 5-8813

『第9期 幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画』がスタートしました!!

幌延町では、令和3年3月に第8期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、これに基づき介護保険事業と高齢者の保健福祉事業に取り組んできました。

3年を1期として計画する「介護保険事業計画」に併せ、介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる「高齢者保健福祉計画」との整合性を図り、連携した事業を推進する必要があることから両計画を一体的に策定しています。

計画策定の基本理念と目標

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を「第6次幌延町総合計画」で示している『健やかな暮らしを共に支える』とし、次の4点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ①健康づくりの推進 ②地域包括ケアシステムの強化・深化
③地域で安心して生活できるまちづくりの推進 ④介護保険事業の推進

介護保険料の改定

今後3年間（令和6年度～令和8年度）の介護サービスを安心して受けるために必要なサービス量などを見込んだ結果、65歳以上の第1号被保険者の方の保険料は、次の表のとおりになります。第8期同様、国の所得基準に基づいて保険料を定めました。

なお、第9期の保険料基準額は、介護給付費準備基金の取崩しを行い、第8期と比較して「約1.05%」増の改定になりました。

※下記表の（ ）は、公費等による軽減強化実施後のものです。

■介護保険料（年額）と算定に関する基準

区 分			計算方法	保険料年額
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.455 (0.285) [※] 31,100円 (19,400円) [※]
第2段階		世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.685 (0.485) [※] 46,800円 (33,100円) [※]
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.690 (0.685) [※] 47,100円 (46,800円) [※]
第4段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.900 61,500円
第5段階	本人が町民税課税	世帯課税	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.000 68,400円
第6段階		本人が町民税課税	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.200 82,000円
第7段階			本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.300 88,900円
第8段階			本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.500 102,600円
第9段階			本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.700 116,200円
第10段階			本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.900 129,900円
第11段階			本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.100 143,600円
第12段階			本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.300 157,300円
第13段階			本人の前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.400 164,100円

※低所得者に対する保険料軽減措置により公費が投入され、負担割合の引き下げによる保険料の軽減があります。

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:5-1113 告知端末機:5-8813

特定非営利活動(NPO)法人「ミナといかん」の設立総会が開催されました

問寒別地区において、地域住民が中心となって地域の暮らしを守る取り組みを行なう地域運営組織「特定非営利活動(NPO) 法人ミナといかん」(正会員 20 人) の設立総会が 4 月 16 日(火)、問寒別生涯学習センターで開かれました。

人口減少や少子高齢化が進み、地域集落の活力や担い手が不足し、生活を送る上で必要な機能が失われつつある中、町は「いつまでも暮らし続けられる地域集落づくり」を目指し、平成 31 年度から地域コミュニティ形成事業に取り組んできました。この事業は、地域住民皆さまから、今後も継続したい地域行事や生活の困りごと等を聞き取ることに始まり、住民皆さまと道内外で活発に行なわれている地域づくり先進地への視察や懇談会、審議会等を重ね、令和 4 年度に地域づくりビジョンを策定する等、組織づくりを進めてきました。

NPO 法人ミナといかんは、この地域づくりビジョンに基づき、地域課題に向け具体的な取り組みを協議し、地域に必要なとされる活動を行ないます。地域おこし協力隊と会員や住民皆さまの助け合いのもと、地域デマンド交通、住宅の草刈りや除雪、公共施設の維持管理を今後の活動として想定しています。

今回の設立総会では、芳野代表理事による挨拶、清水目宗谷総合振興局長、高橋北海道立総合研究機構建築研究本部長、西澤町議会議長等からご祝辞をいただき、法人設立趣旨書案や定款、役員選任、令和 6 年度事業計画案・活動予算書案等 10 件の議案が審議され、承認されました。

町は今後、交付金・補助金等の財政支援のほか、地域おこし協力隊の配置や運営支援などサポートを行ない、将来的には幌延地区での組織設立につなげていく考えです。



▶挨拶する芳野代表理事



▶設立総会の様子



▶ NPO 法人ミナといかんの会員(左側)と来賓等の方々(右側)

幌延町介護予防奨励事業の表彰状を授与しました

介護保険の被保険者となりながらも一度も介護認定を受けていない90歳以上の高齢者を「まちの介護予防の実現者」とし、元気に自立生活を営む高齢者の手本として認定・表彰する本事業において、令和6年4月15日（月）に90歳の誕生日を迎えられた無量谷 喜美子さん（下沼）へ、町から表彰状と奨励金を授与しました。



▶令和6年4月26日（金）ご自宅を訪問し、表彰状と奨励金を授与

新たな地域おこし協力隊(集落支援)が着任しました!



名前: 築地原 雄一（ついちはら・ゆういち）

所属: 住民生活課 地域対策係

出身地: 大阪府

趣味: バイクで近距離ツーリング

好きな食べ物: カレー、寿司

自己紹介: 幌延町の豊かな自然と、地域の振興に取り組む情熱に惹かれ参りました。どうぞよろしくお願いいたします。

地域おこし協力隊

通信

VOL.101

教育担当 松田大地隊員



寒さも緩み、心地よい風が吹き始める季節となりましたね。皆さまこんにちは。地域おこし協力隊員の松田です。

さて、自主学習スペース「ふらっとほろのべ」は今年度も継続する運びとなりました！保護者・町民の皆さまにおかれましては、活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

参加している中学・高校生の皆さんは学校の宿題に加え、漢検・英検の対策や簿記の試験勉強などに熱心に取り組んでいます。また、4月に入学したばかりの新中学1年生も、早速何名か参加してくれて、開催者として嬉しい限りです。

中学・高校生の皆さんの学習に関する悩みを解消し、前向きにコツコツと学習に取り組めるよう、「ふらっとほろのべ」では学習に関するサポートを継続的に行っています。多くの生徒の皆さんに利用していただけるよう、今後も進化を続けていきます！



国民健康保険税条例の一部改正について(令和6年4月1日施行)

地方税法施行令の一部改正に伴い、法定限度額及び低所得者に係る軽減判定所得が見直されたことから、国の基準に併せて下記のとおり改正しました。

◆法定限度額の改正

区 分	改正前	改正後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円
介護納付金分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

◆軽減判定基準の見直し

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の所得が43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(29万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ (29.5万円) ×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(53.5万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+ (54.5万円) ×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金の収入が125万円(15万円特別控除を含む)を超える方)を指します。

お問い合わせ先:住民生活課 税務住民係 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812

木造住宅耐震診断、耐震改修補助制度をご活用ください

町では、昭和56年以前に建てられた木造住宅を対象に、地震に対する強度を測るための「耐震診断」と、耐震診断の結果、補強工事が必要となった場合の「耐震改修」の費用に対する補助制度を設けています。

※「幌延町定住促進持家住宅建設等奨励補助金」と併用できます。

●補助対象住宅

診 断 昭和56年5月31日以前に建築または着工された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

改 修 耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された木造住宅、共同住宅、店舗併用住宅

●補助対象者

診 断 補助対象住宅を所有または賃借していて、その住宅に居住する方

改 修 補助対象住宅を所有する方

●補助金額

診 断 費用額の2分の1以内(限度額10万円)

改 修 費用額の2分の1以内(限度額100万円)

※上記いずれの補助金額も、高齢者及び障がい者世帯は3分の2以内

※共同住宅は、3分の1と独立して住居用途に供する部分の数に、20万円を乗じて得た額のいずれか低い額(限度額100万円)

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話: 5-1111 告知端末機: 5-8811

幌延町まちづくり町民参加条例に基づく、 町民参加手続きの実施状況及び実施予定について

町では、重要な政策や計画等に、町民皆さんの意見を反映させるため、事前にその案を公表し、意見を募る「パブリックコメント手続き」を行っています。

令和5年度に実施したパブリックコメント手続きは、次のとおりです。

案 件 名	意見募集期間	結果	担当部署
幌延町地域防災計画(原案)	令和5年4月27日～ 令和5年5月17日	意見 なし	総務企画課 総務係
幌延中学校区小中一貫校基本構想(原案)	令和6年2月13日～ 令和6年3月3日	意見 37件	教育委員会
第9期幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画(案)	令和6年3月4日～ 令和6年3月23日	意見 なし	保健福祉課 社会福祉係
幌延町障がい者総合支援計画(第2次幌延町障がい者基本計画・第7期幌延町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)(案)	令和6年3月4日～ 令和6年3月23日	意見 なし	保健福祉課 社会福祉係
幌延町地域公共交通計画(案)	令和6年3月8日～ 令和6年3月27日	意見 なし	住民生活課 地域対策係

令和6年度に予定しているパブリックコメント手続きは、次のとおりです。

案 件 名	意見募集時期(予定)	担当部署
幌延町交流拠点基本構想(案)	令和7年1月	総務企画課 企画振興係
第6次幌延町総合計画後期基本計画(案)	令和7年2月	総務企画課 企画振興係
第2期幌延町健康増進計画(中間見直し)(案)	令和7年2月	保健福祉課 保健推進係

幌延町民等の顕彰について

幌延町では、町民の誇りと自信を高めるとともに、町民の豊かな心と実践力を育むことを目的として、善行や努力をされた方を顕彰しています。

顕彰の対象や推薦方法については、次のとおりです。

●対象者

幌延町に居住する(居住していた)個人、もしくは所在する(所在していた)団体

●対象となる行為

- ①勇気または親切あふれる行い
- ②公德心を高める行い
- ③ボランティア活動その他の地域活動に功績のある行い
- ④青少年の健全育成に功績のある行い
- ⑤高齢者または障がい者などの生活支援に功績のある行い
- ⑥その他①～⑤に相当すると認められる行い

なお、推薦書の様式は役場、幌延町生涯学習センター、問寒別出張所に備え置くほか、町ホームページからもダウンロードすることができますので、記入後、総務企画課総務係へ提出してください。

町長から顕彰の決定を受けた方に対しては、賞状および金品を贈呈します。

皆さまの身近に顕彰の要件を満たす方がいる場合は、ぜひご推薦をお願いします。

お問い合わせ先:総務企画課 総務係 電話:5-1111 告知端末機:5-8811

令和6年度 幌延町における電源三法交付金の使い道

①電源立地地域対策交付金

1億5,108万7千円

- 幌延町国民健康保険診療所運営費……………7,000万0千円
- 幌延町保健センター運営費……………1,500万0千円
- 幌延町認定こども園・幌延町立問寒別へき地保育所運営費……………2,500万0千円
- 北留萌消防組合幌延支署運営費……………4,108万7千円

※国・道から交付される電源立地地域対策交付金を上記事業の実施財源とすることにより、節約できた一般財源の一部を、ふるさと創生基金へ積み立てしています。

また、この積み立てた基金を原資とし、町単独の福祉事業や産業振興施策を実施することで、福祉サービスの充実や地域の活性化を図っています。

②広報・調査等交付金

1,260万0千円

- エネルギー関連施設見学会など……………534万1千円
- 深地層の研究等広報事業……………178万2千円
- 資料収集業務など……………547万7千円

※原子力発電と深地層研究施設に関する知識の普及に係る調査及び研修並びに連絡調整に関する事業に広報・調査等交付金を充当しています。

令和6年度 エネルギー関連施設見学会の開催について

昨年度に引き続き、「児童・生徒の部」と「一般の部」の2回に分けて、「エネルギー関連施設見学会」の開催を予定しています。

参加募集その他詳細につきましては、後日、告知端末機等でお知らせしますので、皆様のご応募をお待ちしています。なお、応募者数が定員を超えた場合は、過去の見学会参加回数等を考慮して選考しますので、ご了承ください。

◇見学会日程（予定）

①児童・生徒の部 ※参加者応募期間終了

- ・対象：幌延町在住の小学校5年生から中学校3年生まで
- ・日程：令和6年7月31日（水）
～8月2日（金）
- ・見学先：茨城県東海村、つくば市
- ・定員：30名程度

②一般の部

- ・対象：幌延町民（18歳以上）
- ・日程：令和6年10月17日（木）
～10月19日（土）
- ・見学先：青森県六ヶ所村
- ・定員：20名程度



児童・生徒の部のようす（令和5年度実施）



一般の部のようす（令和5年度実施）

◆ 本事業は、広報・調査等交付金事業として実施します ◆

お問い合わせ先：総務企画課 企画振興係 電話：5-1114 告知端末機：5-8814

「地下の研究現場から」第48回－地下坑道の掘削～立坑の掘削～



私たちの行っている研究について、広くご理解いただくために幌延町広報誌「ほろのべの窓」の誌面をお借りして町民の皆さまをはじめ、ご愛読者さまに研究内容についてご紹介させていただきます。

第41回（2023年11月号）では、地下施設の坑道の掘削のうち、深度350 mの調査坑道の試験坑道（水平方向のトンネル）の掘削（今年1月に整備を完了）を紹介しましたが、今回は深度500 mに向けた立坑（垂直方向の坑道）の掘削について紹介します。3本ある立坑のうち東立坑は昨年9月に、換気立坑は今年2月に掘削を再開しました。

掘削に際しては、事前に行った湧水対策工事で使用したボーリング孔を利用し、掘削した際に多量のメタンガスが発生する恐れのないことを調べた上で進めています。具体的な掘削の手順は以下の通りです。

- ①掘削：ブレイカーと呼ばれる機械で岩盤を破砕した後、バケットで掘削します（写真1）。
- ②掘削土（ズリ）の搬出：掘削した岩盤（掘削土（ズリ））を専用のかご（ズリキブル）に積み込んで地上に搬出します（写真2）。
- ③壁面観察：掘削した岩盤の壁面を観察し、割れ目の分布や湧水などの情報を取得します。
- ④鋼製支保の設置：坑道と同じ大きさの円形の鋼材（鋼製支保：写真3）を壁面に取り付けます。
- ⑤型枠の設置：掘削区間にコンクリートを打設するため坑道と同じ形の円形の型枠を設置します。
- ⑥コンクリート打設：⑤で設置した型枠と岩盤壁面の間にコンクリートを流し込みます（写真4）。
- ⑦型枠脱型：流し込んだコンクリートが固まった後に型枠を外します。

上記の手順をおよそ1 mごとに繰り返して立坑を掘削します。今年度は東立坑・換気立坑の掘削を継続するとともに、西立坑および深度500mの調査坑道の掘削を開始し、令和7年度中に深度500 mまでの坑道を整備する計画です。



写真1 掘削



写真2 掘削土（ズリ）の搬出



写真3 鋼製支保の設置



写真4 コンクリート打設

お問い合わせ先 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

幌延深地層研究センター：電話・告知端末機 5-2022 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/>

ゆめ地創館：電話・告知端末機 5-2772 <https://www.jaea.go.jp/04/horonobe/yumechisoukan/index.html>

広報・調査等交付金事業

第3回
幌延町議会
(臨時会)

第3回幌延町議会（臨時会）は5月17日（金）に開会され、報告1件、承認3件、同意1件、議案10件を原案どおり可決し、同日閉会しました。

▼報告第1号

専決処分の報告について
(総合体育館自家用発電機等改修工事請負契約の変更)

令和5年度施行総合体育館自家用発電機等改修工事請負契約金額7,590万円を7,595万5千円に変更することについて専決処分したことを報告しました。

▼承認第1号

専決処分の承認を求めることについて(令和5年度幌延町一般会計補正予算(第9号))

3月29日に専決処分した令和5年度幌延町一般会計補正予算(第9号)の、専決処分の承認です。補正の内容は、歳入が特別交付税4,988万3千円増、歳

出が基金管理事業6,673万3千円の増などです。

▼承認第2号

専決処分の承認を求めることについて(幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

3月31日に専決処分した幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認です。改正の内容は、課税限度額の引き上げ及び2割・5割軽減に係る軽減判定基準の見直しです。

▼承認第3号

専決処分の承認を求めることについて(幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について)

3月31日に専決処分した幌延町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認です。

▼同意第1号

監査委員の選任につき同意を求めることについて
監査委員の選任について、次のとおり同意を得ました。

○成田 義弘(3条南1)

▼議案第1号
工事請負契約の締結について(町道駅前仲通線道路改良工事)

令和6年度施行町道駅前

仲通線道路改良工事について、1億48万5千円で土屋建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第2号

工事請負契約の締結について(町道幌延北進線道路改良工事)

令和6年度施行町道幌延北進線道路改良工事について、1億2,408万円で株式会社高橋建設と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第3号

工事請負契約の締結について(茂楽橋梁補修工事)

令和6年度施行茂楽橋梁補修工事について、5,918万円で株式会社高橋建設と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第4号

工事請負契約の締結について(久喜橋梁補修工事)

令和6年度施行久喜橋梁補修工事について、5,006万1千円で土屋建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第5号

工事請負契約の締結について(町道3条仲通線下水道管路改修工事)

令和6年度施行町道3条仲通線下水道管路改修工事について、1億670万円

で豊成建設株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第6号

工事請負契約の締結について(公営住宅宮園団地1号棟改修工事)

令和6年度施行公営住宅宮園団地1号棟改修工事について、5,478万円で株式会社森崎組と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第7号

工事請負契約の締結について(医療技術職員住宅建設工事(建築主体工事))

令和6年度施行医療技術職員住宅建設工事(建築主体工事)について、8,673万5千円で株式会社佐々木組と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第8号

工事請負契約の締結について(幌延町国民健康保険診療所スプリンクラー設置改修工事)

令和6年度施行幌延町国民健康保険診療所スプリンクラー設置改修工事について、8,338万円で桜井冷熱機械株式会社と工事請負契約を締結するものです。

▼議案第9号

財産の取得について(町営草地トラクター購入)

町営草地トラクター1台を2,530万円でエム・エス・ケー農業機械株式会社から購入するものです。

▼議案第10号

令和6年度幌延町一般会計補正予算(第1号)

補正の内容は、歳入が公共施設等整備基金繰入金7,900万円増、繰越金702万円増、歳出が幌延町小中一貫校整備事業7,942万円新規計上、給食センター管理費660万円増です。

令和5年度 幌延町一般会計補正予算 (単位:千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	5,585,289	67,232	5,652,521

令和6年度 幌延町一般会計補正予算 (単位:千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	5,980,000	86,020	6,066,020

令和6年度 慰霊巡拝のお知らせ

令和6年度に予定されている慰霊巡拝の実施時期等についてお知らせします。

○参加対象者（遺族の範囲）

- ・慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族（子、兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪

○実施地域・予定時期等

実施地域名	実施予定時期	実施期間	申込締切	募集予定人員
ウズベキスタン	10月17日(木)～10月25日(金)	9日間	6月4日(火)	15名
フィリピン(1次)(1班)	11月20日(水)～11月29日(金)	10日間	6月24日(月)	40名
フィリピン(1次)(2班)				
硫黄島(1次)	11月12日(火)～11月13日(水)	2日間	7月8日(月)	100名
マリアナ諸島	12月6日(金)～12月13日(金)	8日間	7月22日(月)	15名
フィリピン(2次)(1班)	11月20日(水)～11月29日(金)	10日間	9月26日(木)	40名
フィリピン(2次)(2班)				
硫黄島(2次)	2月18日(火)～2月19日(水)	2日間	10月7日(月)	100名

お申し込み・お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話: 5-1113 告知端末機: 5-8813



6月4日～10日は、歯と口の健康週間です！

日本人の2～3人に1人は歯周炎を患っており、歯を失う原因の第1位が歯周病といわれています。さらに歯周病は、糖尿病や動脈硬化等の生活習慣病と関係があり、心筋梗塞や脳梗塞のリスクを高めることがわかっています。

幌延町では平成26年度から無料で歯周病検診を行っており、平成28年度からは対象を30歳～70歳に広げ、5年毎に無料で歯周病検診を受けることができます。

昨年度は56名の方が歯周病検診を受け、約60%の方が虫歯や歯石・歯周病などで治療が必要な状態でした。

80歳になっても20本以上の自分の歯を保ち、いつまでも好きなものをおいしく食べるために、歯とお口のチェックを行いましょう。

歯周病検診対象者

☆令和6年度 満30/35/40/45/50/55/60/65/70歳の方

☆妊娠中の方

※ 対象の方には4月下旬に案内文書を送付しています。

お申し込み先:幌延町立歯科診療所 電話: 5-2353 お問い合わせ先:保健福祉課 保健推進係 電話: 5-1790 告知端末機: 5-1790

インフォメーション

6月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者 講習(2時間)	優良運転者 講習(30分)	一般運転者 講習(1時間)	違反運転者 講習(2時間)
6月8日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00～	14:00～	15:30～

4月20日(土)

幌延チュウヒ観察会

日本野鳥の会主催の「チュウヒ観察会」が開催され、19名が参加しました。チュウヒは警戒心が強く、巣の近くで観察してしまうと、繁殖に悪影響を及ぼすため、バスの中で観察を行いました。この日は、チュウヒ2羽のほか、マガンやハクガンなどの野鳥が姿を現しました。



▶チュウヒ



▶マガン

4月23日(火)
4月30日(火)
5月21日(火)

春のグリーン作戦(幌延地区・問寒別地区) 幌延小学校・幌延中学校合同グリーン作戦

例年各団体の協力により行われている「春のグリーン作戦」が、4月23日に問寒別地区で、5月21日に幌延地区で行われました。また、4月30日には、幌延小学校・中学校の児童・生徒によるグリーン作戦が行われ、道端にポイ捨てされたごみを拾い、きれいなまちづくりにご協力いただきました。



▶幌延地区



▶問寒別地区

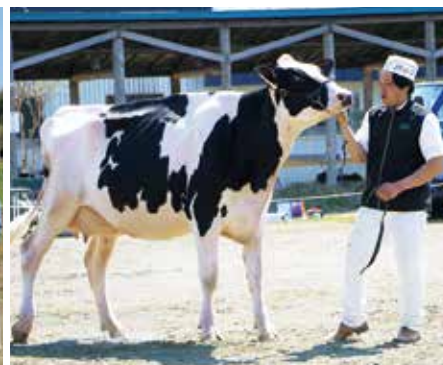


▶幌小・幌中合同

5月2日(木)

2024 幌延町ホルスタインショウ

幌延町産業共進会場で「2024 幌延町ホルスタインショウ」が開催され、体型や資質の改良水準などを競い、酪農家自慢の牛が勢ぞろいしました。未経産牛は、無量谷裕二さんの出品牛が、経産牛は、無量谷裕さんの出品牛が、最高位に選出されました。



5月10日(金)

町内会長会議

役場大会議室にて「町内会長会議」が開催されました。町内会長が一堂に会し、町からは、今年度の事業予算、多世代交流施設の構想、小中一貫教育について説明の後、地域の現状について意見交換と質疑応答が行われました。



5月12日(日)

第37回 町民ミニバレーボールフェスティバル

幌延町総合体育館にて「第37回町民ミニバレーボールフェスティバル」が4年ぶりに開催されました。(幌延町体育協会主催)各町内会・連合町内会から5チーム計88名が参加し、熱き戦いを繰り広げた結果、第1・第10連合町内会が優勝に輝きました。



5月19日(日)

幌延町消防団春季消防演習

幌延町消防団の「春季消防演習」が行われました。幌延支署車庫前庭での屋外式に続き、幌延市街を分列行進しました。演習の最後には、模擬消火訓練が行われ、見物に集まった町民の方へ頼もしい姿を披露しました。



老齢基礎年金の受給について



受給要件と開始時期

保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。65歳後に受給資格期間の10年を満たした方は、受給資格期間を満たしたときから受け取ることができます。

繰上げ受給

希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰り上げて受けることができます。しかし、請求した時点に応じて減額（1か月あたり0.4%※）された年金を受け取ることになります。その減額率は一生変わりません。

※昭和37年4月1日以前生まれの方の減額率は0.5%

★次のことにご注意ください★

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます。
- ② 65歳になるまで遺族厚生（遺族共済）年金を併給できません。
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金及び寡婦年金は受けられません。
- ④ 繰上げ請求を取り消したり変更したりすることはできません。
- ⑤ 老齢厚生（退職共済）年金の繰上げ請求をした場合、障がい者及び長期加入者の特例措置を受けることができなくなります。

繰上げ受給の詳細はこちら

(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/kuriage-kurisage/20140421-01.html>)



繰下げ受給

希望すれば66歳以降から、繰下げて受けることができます。66歳以降に繰下げ請求した場合、1か月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて年金が増額され、その増額率は一生変わりません。

★次のことにご注意ください★

- ① 原則として、ほかの年金（老齢厚生年金を除く）を受ける権利がある場合は、繰下げ受給ができません。
- ② 振替加算は増額の対象になりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ③ 66歳到達日後の繰下げ待機中にほかの年金の受給権（配偶者が死亡して遺族年金が発生した場合など）を有した場合には、その時点で増額率が固定され、老齢基礎年金の請求の手続きが遅れても増額率は増えません。
- ④ 受給開始は、請求をした月の翌月分からとなります。
- ⑤ 上限年齢は75歳となっていますが、昭和27年4月1日以前生まれの方は、上限年齢は70歳までとなります。

繰下げ受給の詳細はこちら

(<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/kuriage-kurisage/20140421-02.html>)



年金額

20歳から60歳になるまでの40年間の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

令和6年度の満額の年金額＝816,000円

※昭和31年4月1日以前生まれの方の満額の年金額は813,700円となります。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-33-7011

住民生活課 税務住民係 電話：5-1112 告知端末機：5-8812

6月 町民くらしのカレンダー

期日	行 事	時 間	場 所
1 土	幌延小学校運動会	9:00～12:00	幌延小学校グラウンド
2 日			
3 月			
4 火	運動教室Re:Body	19:00～	保健センター
5 水	親子リズム体操遊び まちいちカフェ	10:30～11:30 9:45～	子育て支援センター 保健センター
6 木			
7 金	わくわくひろば① 問寒別出張診療日	10:30～11:30	子育て支援センター 問寒別国保診療所
8 土	幌延町民プールオープン		幌延町民プール
9 日	問寒別小中学校運動会	10:30～14:00	問寒別小中学校グラウンド
10 月			
11 火	子育て支援講習会 運動教室Re:Body	10:00～11:30 19:00～	子育て支援センター 保健センター
12 水	心療内科・精神科診療日		国保診療所
13 木	すくすく健診	13:00～	保健センター
14 金	にこにこ教室(幌延)	9:30～	保健センター
15 土	ふるさと自然体験チャレンジ教室「地引網&釣り体験」	8:20～12:40	天塩港
16 日			

期日	行 事	時 間	場 所
17 月			
18 火	ぱくぱくきっず 運動教室Re:Body	13:30～ 19:00～	保健センター 保健センター
19 水	わくわくひろば② にこにこ教室(問寒別)	10:30～11:30 10:00～	子育て支援センター 問寒別生涯学習センター
20 木	脳ドック検診	8:15～	保健センター
21 金	脳ドック検診	8:15～	保健センター
22 土	脳ドック検診(午前のみ)	8:15～	保健センター
23 日			
24 月	出張ひろば	10:00～11:00	問寒別へき地保育所
25 火	運動教室Re:Body	19:00～	保健センター
26 水	プレママ&ママのための ゆったりエクササイズ 診療内科・精神科診療日	10:30～	保健センター 国保診療所
27 木	親子サロン	10:30～11:30	子育て支援センター
28 金	少年少女陸上記録会 まちいちカフェ	9:30～12:00 9:45～	幌延小学校グラウンド 保健センター
29 土			
30 日			

※ 子育て支援の事業については告知端末機でご案内します。随時ご確認ください。



■お悔み申し上げます
舞 常吉さん(97歳) 字下沼
結城 博子さん(79歳) 字幌延

戸 籍 の 窓
4月

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
無 裕二さん(父) 字下沼

ご寄付ありがとうございます
ごさいます
4月

おもしろ科学館2024 inほろのべ

「科学の不思議とおもしろさ」を楽しく体験しながら科学技術やエネルギーの重要性を学ぶことができる場を提供し、身近な科学やエネルギーへの理解を促すことを目的として開催します。

開催日 令和6年7月20日(土)・21日(日)

会場 第1会場 総合体育館
第2会場 ゆめ地創館

第51回 ほろのべ名林公園まつり

豪華ゲストによるステージショーや盆踊り大会・仮装盆踊り大会など盛り沢山の内容で賑わいをみせる町の一大イベントです。

開催日 令和6年8月10日(土)・11日(日)

会場 山村広場

クールビズのお知らせ

令和6年6月1日～9月30日

☆役場では、6月1日から9月30日まで夏の軽装（クールビズ）を実施します。

☆職員は軽装（ノー上着・ノーネクタイ、ポロシャツなど）で業務を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

☆会議などで役場へお越しの際は、ノー上着・ノーネクタイ、ポロシャツなどの軽装でお越しください。



ほろのべの裏窓

■みなさんこんにちは。今月号は裏窓から失礼します。6月に入り、季節は春から夏へとバトンタッチです。6月21日には、1年でもっとも日が出ている時間が長いと言われている「夏至」を迎えます。夏至は「夏至に至る」という言葉のとおり、本格的な夏の始まりを意味します。

■ところでみなさん、冬至といえば「かぼちゃ（南瓜）」を食べる風習がある一方、夏至の日にはこれを食べようといった風習、あまりイメージないですね。風習がない一説として、夏至の時期が田植えなどの農作業の繁忙期と重なっており、夏至独自の風習が生まれづらかったと言われています。

■もし、夏至の日にかぼちゃを食べるという風習があったとしたら、個人的には、かぼちゃと同じウリ科の「スイカ（西瓜）」はどうかな？って思っています（笑）みなさんはどんな食べ物を思い浮かべますか？ぜひ教えてください。

それではまた来月号でお会いしましょう！

四月定例俳句会作品 幌延ほおずき俳句会

菩提寺の反りし大屋根冴返る
最終の尾灯を送り冴返る
冴返る雛が小枝で巣立ち待つ
目覚めよき顔がひりりと冴返る

横山 貞雄
小玉 利治
富樫とも子
田中 徹男



まちのうごき

令和6年4月末日現在 ※（ ）内は前月比

人口

男	1,071 (0)
女	999 (0)
合計	2,070 (0)

世帯数 1,196 世帯 (9)

広報へのご意見、ご要望をお寄せください

総務企画課 企画振興係

電話 5—1114 / 告知端末機 5—8814



広報ほろのべの窓 6月号

令和6年 6月
発行／幌延町

■企画・編集／総務企画課 企画振興係 ■印刷／株式会社須田製版
■幌延町ホームページアドレス／<https://www.town.horonobe.lg.jp>

UD FONT この広報誌は、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

●この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。